

社援発 0 2 1 3 第 5 号
令和 7 年 2 月 1 3 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

令和 6 年 6 月 8 日から 7 月 30 日までの間の豪雨による災害及び
令和 6 年 9 月 20 日から同月 23 日までの間の豪雨による災害に係る
社会福祉施設等設備災害復旧費事業の実施について

令和 6 年 6 月 8 日から 7 月 30 日までの間の豪雨による災害及び令和 6 年 9 月 20 日から同月 23 日までの間の豪雨までの間の豪雨による災害に係る社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金の国庫補助については、令和※年※月※日厚生労働事務次官通知の別紙「令和 6 年 6 月 8 日から 7 月 30 日までの間の豪雨による災害及び令和 6 年 9 月 20 日から同月 23 日までの間の豪雨までの間の豪雨による災害に係る社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金交付要綱」により行うこととされているが、その取扱については、別紙のとおり「令和 6 年 6 月 8 日から 7 月 30 日までの間の豪雨による災害及び令和 6 年 9 月 20 日から同月 23 日までの間の豪雨までの間の豪雨による災害に係る社会福祉施設等設備災害復旧費事業実施要綱」を定め実施することとし、令和 6 年 6 月 8 日から 7 月 30 日までの間の豪雨による災害及び令和 6 年 9 月 20 日から同月 23 日までの間の豪雨による災害が発生した日から適用することとしたので、了知の上、管内市町村及び社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。

別紙

令和6年6月8日から7月30日までの間の豪雨による災害及び令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨による災害に係る社会福祉施設等設備災害復旧費事業実施要綱

1. 目的

令和6年6月8日から7月30日までの間の豪雨による災害及び令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨による災害の被災地における障害福祉サービス等の円滑な運営を確保するため、被災した障害福祉サービス事業所等に対し、事業再開に要する開設準備経費や設備費等に関する国庫補助を行うことにより、事業の復旧支援を図ることを目的とする。

2. 事業内容

(1) 開設準備経費

被災した障害福祉サービス事業所等（以下「事業所等」という。）の事業再開に要する初度設備（机、椅子、パソコン、プリンタ、電話、ファックス等）、事務所借上のために必要な礼金、事務の効率化を図るために必要な報酬請求システム等の導入費に係る経費の一部を補助することを事業の内容とする。

(2) 災害復旧設備費

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年十一月七日法律第百二十三号。以下「法」という。）に基づく就労移行支援、就労継続支援等の事業再開に必要な生産活動設備、居宅介護支援等の事業再開に必要な訪問用車両購入費、生活介護支援等の事業再開に必要な介護設備や送迎用車両購入費に係る経費の一部を補助することを事業の内容とする。

(3) 災害復旧大規模生産設備費

法に基づく就労継続支援の事業再開に必要な大規模生産設備（就労訓練設備）に係る経費の一部を補助することを事業の内容とする。

3. 交付対象事業所等の種類

本通知の2に定めるそれぞれの事業内容ごとに、本事業の交付の対象となる事業所等の種類は次のとおりとする。

(1) 開設準備経費

交付要綱の3の（3）の（表1）に掲げる事業所等とする。

(2) 災害復旧設備費

交付要綱の3の（3）の（表1）に掲げる事業所等とする。ただし、生産活動設備の交付の対象となる事業所等は、（4）障害福祉サービス事業所（生活介護事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所及び就労継続支援事業所に限る。）とする。

(3) 災害復旧大規模生産設備費

交付要綱の3の(3)の(表1)に掲げる事業所等のうち、(4)障害福祉サービス事業所(就労継続支援事業所に限る。)とする。

4. 被災事業所等の確認

交付要綱の3の(3)の被災事業所等の確認については、必ずしも現地調査や実地確認を要しないが、現地調査等を行わない場合であっても、備品等の被害状況が確認できる写真や請負業者等の倒産、営業停止などの事実関係を把握し、設備整備の必要性を確認すること。

5. 事業再開に当たっての留意点

本事業の補助対象経費については、事業再開に要する経費としているが、事業再開に当たっての考え方を次のとおり整理したので、管内民間事業者等への情報提供の際、特に留意されたい。

- (1) 法に規定する廃止の届出後における新規の事業開始、法に規定する休止の届出後における再開に限らず、当該届出が行われない単なる休業後の再開も含まれるほか、令和6年6月8日から7月30日までの間の豪雨による災害及び令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨による災害により被災して以降、継続的に又は一時的に事業を縮小しながら被災地で障害福祉サービス等を提供している事業者等の復旧も含まれること。
- (2) 被災した事業所等と同種のサービスを実施することを想定しており、例えば訪問系サービス事業所を廃止し、日中活動系サービス事業所を新規に実施することは、事業再開として認められないこと。
- (3) 本事業は被災地の障害福祉サービス等の確保を目的としているため、原則として、被災時に所在していた都道府県(当該所在地が指定都市又は中核市の場合は当該指定都市又は中核市)の同一地域内において事業を実施することを、本事業にいう事業再開とすること。なお、これにより難しい場合は、別途、障害福祉課に協議すること。
- (4) 被災地の障害福祉サービス等確保の推進のためには、事業所の統廃合又は拠点の増加等の有効性が期待される場合もあることから、必ずしも被災事業所等の数と、事業再開した事業所の数が一致する必要はないこと。なお、本事業の国庫補助額については、事業再開した事業所数ではなく、被災事業所等の数に交付要綱に定める基準額を乗じた額としていること。

6. 対象経費の実支出額

本事業の対象経費については、交付要綱の5及び6に定めているところであるが、次の点に留意すること。

- (1) 対象経費の実支出額については、法人等の補助事業者単位で計算を行うこと。
- (2) 実支出額については、令和6年6月8日から7月30日までの間の豪雨による災害

は令和6年6月8日以降、令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨による災害は令和6年9月20日以降の支出額を計上して差し支えないこと。

- (3) 本通知の4の確認事項の主旨を踏まえ、適切な経費を計上すること。なお、備品購入については、被災地における障害福祉サービス等の確保に資するものであれば、必ずしも同型同種のものを購入する必要はないこと。